

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例（平成二十六年条例第二十八号）新旧対照表【第二条関係】

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、 教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第三十三条の十第一項各号</u>（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号</u>）に 掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、 教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第三十三条の十各号</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に</p> <p>掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>